

入院するとき

医療費が高額になると

「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」 をご利用ください

問国保年金課43-9314(国保給付について)、43-9065(後期高齢者医療制度について)

同一月にかかった医療費のお支払いが高額となった場合、申請により、後日、自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、高額療養費の払い戻しには受診月から3か月以上かかるため、窓口での支払いは大きな負担になります。

「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」を利用すると、同一月の医療機関ごとの窓口での支払いが入院・外来それぞれで自己負担限度額までとなります。

次ページの表の①～⑤、⑦⑧、⑩⑪に該当している人が認定証の交付を受ける場合は申請が必要です。

〈イメージ〉

①一定の限度額
(約9万円)を
支払い



約9万円

②高額療養費の請求

③高額療養費の
(約21万円)支給

病院



入院する人

限度額適用(・標準
負担額減額)認定証
を利用する場合

一度に用意する
費用が安くて
済みます!



保険
加入する
医療保険

総医療費が100万円で、窓口負担(3割)が30万円かかる場合の
例。年齢70歳未満・所得区分「ウ」の場合

認定証の申請方法

はじめて認定証の申請をする人

新たに認定証の交付を希望する人は、国保年金課窓口で申請を行ってください。認定証は申請した月の1日から適用になります(月の途中から国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入した場合は、加入日から適用になります)。

認定証の交付対象かどうか不明な場合はお問い合わせください。

認定証をすでに持っている人

認定証の有効期限は7月31日(日)です

〈国民健康保険加入者〉

認定証を持っている人で、引き続き認定証が必要な場合は、**8月31日(水)**までに再度申請を行ってください。なお、世帯主や同一世帯の国保加入者に変更があると、適用区分が変更になる場合がありますので、お問い合わせください。

〈後期高齢者医療制度加入者〉

認定証は、8月1日に更新されます。認定証を持っている人には、7月下旬に認定証についてのお知らせを郵送しますので、通知の内容をご確認ください。

認定証の申請に必要なもの

| | 国民健康保険加入者 | 後期高齢者医療制度加入者 |
|-------|--|--|
| 申請窓口 | 国保年金課 ⑨番窓口 | 国保年金課 ⑪番窓口 |
| 持 ち 物 | <ul style="list-style-type: none"> ▷対象者本人の国民健康保険証 ▷世帯主および対象者本人のマイナンバーカード またはマイナンバー通知カード ▷来庁者の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証など) | <ul style="list-style-type: none"> 被保険者本人の ▷後期高齢者医療保険証 ▷マイナンバーカードまたはマイナンバー 通知カード ▷本人確認書類 |

※4年1月2日以降、八戸市に転入した人が世帯内にいる場合は、その人の4年1月1日時点の住所地での課税所得証明書を用意していただく場合がありますので、事前に国保年金課までお問い合わせください。

自己負担限度額(3年8月診療分から)

【国民健康保険(70歳未満)】

| 要件(区分)(※1) | | | | 自己負担限度額(月額) | | 過去12か月間の入院期間 | | 入院時の食事にかかる標準負担額(1食) |
|------------|---|------------|----------------------|-----------------------------|----------|--------------|----------|---------------------|
| | | | | 過去12か月間で3回目まで | | 4回目以降 | | |
| 申請必要 | ① | 市民税課税世帯の人 | 所得901万円超 (ア) | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% | 140,100円 | 44,400円 | 90日以内 | 460円 |
| | ② | | 所得600万円超 901万円以下 (イ) | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% | 93,000円 | | | |
| | ③ | | 所得210万円超 600万円以下 (ウ) | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% | | | | |
| | ④ | | 所得210万円以下 (エ) | 57,600円 | | | | |
| | ⑤ | 市民税非課税世帯の人 | (オ) | 35,400円 | 24,600円 | | 90日超(※2) | 210円 160円 |

【国民健康保険(70歳以上)および後期高齢者医療制度】

| 要件(区分)(※1) | | | | 自己負担限度額(月額) | | 過去12か月間の入院期間 | | 入院時の食事にかかる標準負担額(1食) |
|------------|---|--|------------------|-----------------------------|-------------------|--------------|----------|---------------------|
| | | | | 外来 (個人単位/月) | 外来+入院 (世帯単位/月) | | | |
| 申請不要 | ⑥ | 現役並み所得者 | III 課税所得 690万円以上 | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% | 140,100円 | | | |
| 申請必要 | ⑦ | 現役並み所得者 | II 課税所得 380万円以上 | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% | 93,000円 | 44,400円 | 90日以内 | 460円 |
| | ⑧ | 現役並み所得者 | I 課税所得 145万円以上 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% | 44,400円 | | | |
| 申請不要 | ⑨ | 一般世帯の人 | | 18,000円(※3) | 57,600円 | 44,400円 | | |
| 申請必要 | ⑩ | 市民税非課税世帯の人(低所得II) | | 8,000円 | 24,600円 | 15,000円 | 90日以内 | 210円 |
| | ⑪ | 市民税非課税世帯の人で、各種所得などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人(低所得I)(※4) | | 8,000円 | 15,000円 | | 90日超(※2) | 160円 |
| | | | | | | | | 100円 |

(※1)区分の判定は、世帯員の課税・所得状況により行います。申告をしていない場合は、事前に市・県民税の申告が必要です。なお、世帯構成や所得などに変更があった場合、区分は変更となる場合があります。

(※2)過去12か月間に90日を超えて入院している人は、入院日数を確認できる書類(医療機関の領収書など)を添えて、新たに申請する必要があります。

(※3)8月から翌年7月までの外来の自己負担の上限額は144,000円となります。

(※4)年金収入の場合は80万円を控除し、また、給与所得を含む場合は給与所得から上限10万円を控除し所得を計算します。

＼10月1日から後期高齢者医療の窓口負担割合が変わります／

10月1日から、医療費の窓口負担割合に「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分へ変更になります。

一定以上の所得のある人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担が2割になります。

2割負担へ変更となる人には、9月中に青森県後期高齢者医療広域連合から被保険者証(保険証)が送付されます。

| | | | | | | | | |
|--------------|----------------|-----------------|---|---|---|---|---|---|
| 後期高齢者医療被保険者証 | | 有効期限 令和5年 7月31日 | | | | | | |
| 被保険者証番号 | 01234567 | | | | | | | |
| 住所 | 八戸市内丸一丁目1番1号 | | | | | | | |
| 氏名 | 八戸 太郎 | | | | | | | |
| 生年月日 | 昭和 ○年 ○月 ○日 | | | | | | | |
| 資格取得年月日 | 平成 ○年 ○月 ○日 | | | | | | | |
| 発効期日 | 平成 ○年 ○月 ○日 | | | | | | | |
| 交付年月日 | 令和 ○年 ○月 ○日 | | | | | | | |
| 一部負担金の割合 | ○割 | | | | | | | |
| 保険者番号 | 3 | 9 | 0 | 2 | 2 | 0 | 3 | 3 |
| 保険者名 | 青森県後期高齢者医療広域連合 | | | | | | | |

見本